

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（請書及び契約書の省略）</p> <p>第 1 4 条の 2 市長は、次の各号に掲げる場合においては、前条第 1 項の規定による契約書に代えて請書によることができる。</p> <p>（1）指名競争入札による契約又は随意契約で、契約金額が <u>1 5 0 万円</u>以下のものを締結するとき。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（請書及び契約書の省略）</p> <p>第 1 4 条の 2 市長は、次の各号に掲げる場合においては、前条第 1 項の規定による契約書に代えて請書によることができる。</p> <p>（1）指名競争入札による契約又は随意契約で、契約金額が <u>1 0 0 万円</u>以下のものを締結するとき。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（総務部調達契約課）